

<日本近代礼法>の形成過程(3)

著者名(日)	薄井 明
雑誌名	北海道医療大学看護福祉学部紀要
巻	12
ページ	1-9
発行年	2005-12-20
URL	http://id.nii.ac.jp/1145/00006698/

〈日本近代礼法〉の形成過程(3)

薄 井 明*

抄 録：本論文では、前号に引き続き、風俗習慣、学校教育、近代天皇制、および礼法書を検討しながら、〈日本近代礼法〉の形成過程を略述する。第3節の(2)では、明治三十年代半ばから明治末期にかけての〈日本近代礼法〉の形成過程を論じる。この時期、特に日露戦争後の社会のアノミー化に対して、文部省は、天皇制教育における学校儀式を再編し、作法教授要項を作成・発表した。一方、国民の間にも「国民作法」制定を希望する声があった。この結果、書名に「国民作法」を掲げる礼法書が数多く出版されたが、そこには「臣民」重視のものと「市民」重視のものが混在していた。そして、「礼節」だけでなく「社交」を扱う作法書も徐々に増え、そのなかから洗練された合理主義的な礼法理論を展開する作法書も現れた。

キーワード：日本近代礼法、風俗習慣、学校教育、近代天皇制、礼法書

目 次

1. はじめに
2. 明治前半期の〈日本近代礼法〉の形成過程
[以上前々号]
3. 明治後半期の〈日本近代礼法〉の形成過程
 - (1) 欧化主義への全面的な反動と学校儀式礼法の成立
[以上前号、以下本号]
 - (2) 「作法教授要項」の制定と「国民礼法」の要請
3. 明治後半期の〈日本近代礼法〉の形成過程
 - (2) 「作法教授要項」の制定と「国民礼法」の要請
〈日本近代礼法〉形成過程の第四期は、世紀の変わり目である明治三十三年(1900)前後から始まり明治末期に一つの頂点に達する「社会的弛緩状態」(筒井 1995: 5)とそれに対する体制側の引き締め時期に対応する。近代国家制度の骨格が完成し、日清戦争に続いて日露戦争を「勝利」で終え、悲願の不平等条約改正も最終段階に入り、国際的な地歩を築いていった当時の日本だが、社会内部では、近代国家完成後最初の「重大な機能不全」(橋川 2001: 248)に陥りつつあった。こうした状況のなかで叫ばれた「国民礼法」制定とは、体制の危機に対する建て直し策の一つであったといえる。これ以降、「国民礼法」問題は、体制が危機に陥るたび国民統

合策の重要な一環に位置づけられていくことになるが、その初発となるこの第四期を、(a) 日露戦争後の社会のアノミー化と国家による引き締め、(b) 天皇・皇室に対する礼法の強化とその効果、(c) 「作法教授要項」の制定の前後、(d) 出版された礼法書の特徴の各面から見てみよう。

(a) この時期の日本は、近代国家としての諸制度が整い、対外的な地位が上昇していったのとは裏腹に、国家の求心力は弱まりつつあった。「富国強兵」という国家目標と「立身出世」という個人目標とがほぼ整合的に連結されていた明治前半とは異なり、明治後半になると「日本の駆動力であった立身出世主義に陰りが見え始め」(筒井 1995: 4)、個人が国家に疎外感を抱き始める。こうした傾向が顕在化するのが、日露戦争の「戦後」であった。「明治二十年頃から育ちはじめた個人の意識と明治政府のめざした国民の意識」(関川 2003: 201)は、日露戦争の戦勝ムードで一時的に重なり合ったが、「一等国」になるという国家目標を達成してしまった後、両者の乖離が露呈することになる。この国家目標の達成=消失という状況を、山崎正和は的確にこう表現している。

「日露戦争の終わりとともにまさに明治維新が終わったのであり、それと同時に国民の目から白い「坂の上の雲」が消え去って行った。(中略) いわば、国家が国民の感情を煽動する力を失い、それにつれて国民ひとりひとりが、自分を一体化し得る中心的な感情を失うことになった」(山崎 1986: 109-110)

* 人間基礎科学講座

すでに「日清戦争をへて日本は産業革命に突入り、世俗・物質・競争・拝金・功利などの風潮が社会におおいかぶさろうとして」(鹿野 1999:113) いたが、日露戦争後の「規範喪失 (anomie)」状況が加わり、とりわけ青年像は大きく変容していった。天下国家を論じ立身出世を志す従来型の青年は姿を消し、代わって出現したのは、金持ちになることを追求する「成功」青年、詩人的叙情に傾倒する「墮落」青年、宗教・道徳・哲学的な問題に悩む「煩悶」青年などであった(筒井 1995:5-6)。これらの青年像は一見互いに異なるが、前の世代との断絶という点で共通していた。例えば田山花袋は、明治四十年(1907)発表の小説「蒲団」で主人公の中年男に「青年はまた青年で、恋を説くにも、文学を談ずるにも、政治を語るにも、その態度が総て一変して、自分らとは永久に相触れることが出来ないように感じられた」(田山 2002:8)と語らせている。そして、彼ら「戦後」世代に蔓延していたシニシズムについて、夏目漱石は三十九年(1906)の「断片」で次のように書き記している。

「現代の青年に理想なし。過去に理想なく、現在に理想なし。家庭にあっては父母を理想とする能わず⁽¹⁾。学校にあっては教師を理想とする能わず。社会にあっては紳士を理想とする能わず。事実上彼らは理想なきなり。父母を軽蔑し、教師を軽蔑し、先輩を軽蔑し、紳士を軽蔑す」(三好 1986:320)

また、増加する女学生や都市の富裕層に目を転じれば、経済発展に伴う大衆社会的な状況は、日露戦争後になるといっそう強まり、「驕慢奢侈」「浮薄軽佻」「墮落」等と指摘される傾向が目立ってくる。例えば明治三十年代後半には、「女学生の墮落」をめぐる言説が新聞・雑誌・書籍を賑わした。また、次に引用する、四十一年(1908)の流行歌「ハイカラ節」の一節を見れば、当時の世相が想像できるだろう。「ゴールド眼鏡の ハイカラは 都の西の 目白台 女子大学の 女学生 片手にパイロン ゲーテの詩 口には唱える 自然主義 早稲田の稲穂が サーラサラ 魔風恋風 そよそよと」。

その一方で、資本主義の進展は、都市への人口集中に伴う生活環境の悪化や貧民街の出現、過酷で劣悪な労働条件下で働く男女工業労働者の増加、足尾鉍毒事件をはじめとする公害の発生など、様々な社会問題を生み出した。これらの問題を背景に社会運動・労働運動が組織され、それに伴い「社会主義」思想が浸透していった。片山潜らが日本初の社会主義政党「社会民主党」を結成し、即「治安警察法」違反で活動禁止になった明治三十四年(1901)には、日本最初のメーデーといわれる労働者大懇親会が開かれ、「社会主義」が流行語になった。その後、三十五～六年の「普選」運動の高揚と直後の分

裂、三十六年秋から約一年間、社会主義の立場から「反戦平和」を唱えた『平民新聞』など、運動の消長を経て、日露戦争後を迎える。そして、三十九年(1906)は「社会主義運動と争議の年だった」(関川 2003:212)といわれるほど運動が高揚し、翌年(1907)には「教育界の危機」と題して「社会主義教員」が新聞紙上で檜玉に挙げられたりしている(『読売新聞』明治四十年六月五日)。

以上の事態を総括すれば、日露戦争前後に「明治国家とその周辺の評価規範が吸収できない志向や営みが社会に顕在してきた」(竹山 1996:280)ということ、そして、それらが、日露戦争後は、政府が危険視する諸勢力へと成長していったということである。日比谷焼打ち事件(1905)のように暴徒化し得る「大衆」もそうだが、政治における「社会主義」と文学における「自然主義」が最も警戒すべき二大勢力であった。

こうした勢力の浸透に危機感を抱いた政府は、それらの封じ込めと排除に乗り出した。その一環として、まず、学生生徒における「風紀紊乱」「危険思想」の取締りに着手し、明治三十九年(1906)六月、牧野伸顕が文部省訓令を発した。そのなかで、青年・子女の「風紀頹廢せる傾向」を戒めるとともに、「極端なる社会主義」を「危険の思想」と定義して、その未然防止を要請している(『官報』明治三十九年六月九日)。さらに、四十一年(1908)十月、『教育時論』(八四五号)に掲載された「学生問題に関する文部省注意書」では、「学校職員の感化尚未だ十分ならず」と評価し、雑誌における「矯激の言論」や「堅実なる思想を破壊する傾向のあるもの」の排除などを再度訴えている。

こうした風紀の振粛を全国民に広げて、「勤儉」「華を去り実に就き」等を要請したものが、明治四十一年(1908)十月に発布された「戊申詔書」である。だが、「教育ニ関スル勅語」に次ぐ重要な詔勅とされる「戊申詔書」に関しては、多くの論者がその内容の希薄さと影響力の弱さを指摘している(橋川 2001:239-240)。

「詔書が出されたという意味だけしか持っていなかった。国民全般の意識がこの種の詔書で変るといっわけのものでもなかった」(村上・坂田 1955:640)

翌年(1909)九月に文部省が改めて「文部省直轄諸学校における修身教育の件」を出し、修身教育の重視、教育勅語・戊申詔書の趣旨の徹底を訓令しなければならなかったことに、この詔書の影響力が如実に表れている。

この点では、明治三十八・九年(1905/06)に夏目漱石が書いた、天皇制に関する“予言”めいた「断片」が“的中”したようにも思われる。

「昔は御上の御威光なら何でも出来た世の中なり。

○今は御上の御威光でも出来ぬことは出来ぬ世の中

なり。

○次には御上の御威光だから出来ぬという時代が来るべし(三好 1986:317 [傍点一原著者])

しかし、そうであればこそ、支配層の側は、躍起になって天皇制を強化し、反国家的な勢力を駆逐しようとした。この攻防が一つのピークに達するのが、明治四十三年(1910)五月末の宮下太吉らの逮捕から始まる「大逆事件」であった。一大フレームアップ事件とされる本件で、幸徳秋水らによる天皇暗殺計画という「大逆」を捏造してまで社会主義・無政府主義を弾圧しなければならないほど、支配層の危機感は強かったともいえる。

(b) 時代を少しだけ前に戻そう。天皇制に関しては、日清戦争(1894-95)の勝利によって「大元帥」たる天皇の権威は大きく高まったといわれる。そして、日清戦争後、「家族国家論」等と呼ばれる「家秩序に擬した天皇統治の正当性論」(鈴木 1993:99)が盛んに論じられ、天皇制の「支配の正当性」に根拠が与えられていった。

これに呼応するように、天皇制教育における学校儀式も再編されていく。学校での国家祝祭日儀式に関しては、すでに明治二十四年(1891)六月の「小学校祝祭日大祭日儀式規程」で式次第が規定され、二十六年八月には「祝日大祭日歌詞並楽譜」で儀式用唱歌として「君が代」「勅語奉答」など八編が選定されていた。これらの規程が三十三年(1900)八月の「小学校令施行規則」において、学校儀式を行う国家祝祭日は紀元節・天長節・一月一日の三つに限定され⁽²⁾ (「三大節」)、統一的な唱歌は「君が代」とされた。この規程により、小学校の祝祭日儀式は、職員・児童による「君が代」の合唱、同「御真影」への最敬礼、学校長による教育勅語の奉読、教育勅語に関する訓辞、国家祝祭日にふさわしい唱歌の合唱という式次が正規のものとなった(文部省 1972b:105)。

しかし、この規程にもかかわらず、地域間や学校間で儀式にばらつきがあったようで、四十三年(1910)に、帝国教育会が、三大節をはじめとする儀式の統一的な式次を決議している。それによると、三大節の式次は、「(一)敬礼、(二)学校長御影の帳を開く、(三)唱歌君ヶ代、(四)最敬礼、(五)勅語奉読、(六)唱歌、勅語奉答、(七)学校長訓辞、(八)唱歌(その祝節に相当する歌)、(九)学校長御影の帳を閉ず、(十)敬礼」(『報知新聞』明治四十三年九月二十一日)となっている。

これら一連の改編は学校儀式の一元化または標準化であり、規程上は、天皇・皇室に対する儀式礼法の細分化や厳格化はみられない。だが、前号で述べたように、二十年代・三十年代には、文部省や内務省により、天皇・皇后像の「聖像」化と教育勅語の「聖典」化が進めら

れ⁽³⁾、四十年(1907)四月公布の改正「刑法」では、「不敬罪」の範囲が「皇太子」から「皇太子または皇太孫」へ、「皇陵」から「神宮または皇陵」へと拡大されていた。一方、二十四年(1891)で50.3%だった学齢児童就学率は、三十三年(1900)に81.5%へ、さらに四十三年(1910)に98.1%へと急上昇している(文部省 1972a:321)。つまり、皇室神聖化が進むなか、儀式礼法の教育対象となる学童が急増したわけで、その意味で、天皇制教育における儀式礼法の本格的な普及の時期だったといえる。そうした文脈においてみると、帝国教育会による学校儀式統一の提案(1910)は、単なる整理などではなく、日露戦争後の天皇制強化策に呼応する動きだったことがわかる。

これらの学校儀式礼法をベースにしながら、他の場面でも天皇・皇室に対する礼法が新たに編成・整備されていった。その一つが「行幸啓」に対する学生生徒の敬礼規程である。まず、明治三十八年(1905)、「学生生徒の敬礼の仕方に関する、初めての統一的な規程」(原 2001:150)とされる文部大臣内訓「天皇陛下伊勢神宮へ行幸ノ際奉送迎ノ学校生徒敬礼方」が出された。この段階では、例えば武装携銃していない生徒で帽子を被っている者は脱帽を要するものの、姿勢としては「不動直立」を要求するだけの簡略な規定であった(次の引用文[A])。それが、四十三年(1910)八月の文部省訓令「行幸啓ノ節学生・生徒敬礼方」では、具体的な数値も入った細かな敬礼方法に変わっている(次の引用文[B])。

[A]「二 帽子を被りたる生徒

御車の列前を通過する際一斉に脱帽して両足を揃え姿勢を正しく視線を御車に注ぎ不動直立すること」(佐藤 1994:126)

[B]「二 武装せざる場合(女生徒を含む)

学校長及職員は前列の右翼に指揮者は各組の右翼に位置し前駆の見えたる時「気を付け」の号令を下し一斉に脱帽せしめ直立不動の姿勢を取らしむ御車が組の右翼約十歩に近きたるとき⁽⁴⁾「礼」の号令にて敬礼せしめ(体の上部を約三十度前方に屈せしむ)徐に元の姿勢に復せしむ。ノ御車が組の左翼より通過するときは学校長・職員及指揮者は左翼に位置す」(佐藤 1996:21)

一見してわかるように、天皇に対する「表敬」様式＝儀式の細分化・厳格化の程度は、敬礼方[A]に比べて五年後の敬礼方[B]のほうが相当に進んでいる。また、後者[B](1910)では「敬礼」の角度「約三十度」が規定されている。同年十月に出された「文官拝謁敬礼式」で「最敬礼」の角度が「約四十五度」と規定されており、明治四十三年(1910)という年は、〈日本近代礼法〉史上、「最敬礼」「敬礼(普通礼)」の正式な角度⁽⁵⁾が示され

た最初の年になる。この数値化によって、ばらつきがあった上体の屈し方⁶⁾に統一がもたらされたと同時に、形式上の厳密化がいつそう進んでいったと考えられる。

この時期に強化された、天皇制に関するもう一つの礼法が、皇室に対する生徒児童の「敬称・敬語」使用である。天皇・皇室に対する尊称や敬語は、新聞では明治初年から使用され、学校でも以前から使われていたが、四十三年(1910)の「小学校作法教授要項」および翌年の「師範学校・中学校作法教授要項」において、生徒児童の日常礼法として初めて明文化された。「言語応対」の筆頭事項が「皇室に関する談話には必ず敬称・敬語を用うべし」(甫守 1940:296)であった。これを含む「言語応対」の作法事項(特に「師範学校・中学校作法教授要項」のそれ)は「戦前の敬語の根幹をなすもの」(西田 1998:308)とされる。両要項には「敬称・敬語」がどのような語彙を指すのか記されていないが、要項の解説書として後に出版された甫守謹吾『国民作法要義』では、「天皇の御乗物をば車駕・鳳車・鳳輦と称し奉るなり」など計十五項目が列挙されている(甫守 1916:68-70)。

このように、礼の仕方や言葉づかいで要求された、天皇・皇室に対する恭しい態度は、その厳粛な雰囲気とともに、着実に、当時の生徒児童の身心に刻み込まれていったと考えられる。だが、そのことからすぐに、生徒児童や国民が天皇を「神」扱いしていたと結論づけるとすれば、村上信彦のいう「歴史についていつも起る錯覚」[その時点と他の時点との混同](村上 1973:187 [傍点一原著者])となってしまう。村上が自らの聞き取り調査体験からこう述べている。

「私は明治女性の聞書をつめる際にかならずといつてよほど明治天皇をどう思うかと訊ねてみたが、敬愛の念を持たないと答えたものは一人もいなかったと同時に、神だと信じているものも一人もいなかった」(村上 1973:187)

また、四十五年(1912)六月十日の「日記」のなかで夏目漱石は、天皇・皇室に対する礼法の強化過程を、冷静に、次のように評価している。

「(四) 帝国の臣民陛下殿下を口にすれば馬鹿^{ていねい}丁寧な言葉さえ用いれば済むと思えり。真の敬愛の意に至つてはかえって解せざるに似たり。(中略) / (五) 皇室は神の集合にあらず。近づきやすく親しみやすくして我らの同情に訴えて敬愛の念を得らるべし。それが一番堅固なる方法也。それが一番長持する方法也。 / 政府及び宮内官吏の遣口^{やりぐち}もし当を失すれば皇室いよいよ重かるべし。しかして同時にいよいよ臣民のハートより離れ去るべし」(三好 1986:327)

「敬愛の念」は抱いているが、「神」だとは思っていない。

これが明治末における(夏目漱石を含む)国民の大半の天皇観だったようである。確かに、天皇神聖化を推し進めていた政府の施策によって「皇室いよいよ重かるべし」(同上)の事態にはなっていた。だが、それは、「不敬」という言葉が喚起する恐怖心を背景とした、外面的な服従儀礼の強制によるものであったがゆえに、国民に「敬愛の念」を自然に抱かせる方法とはほど遠く、皇室が「臣民のハートより離れ去るべし」(同上)の事態を生み出す危険性をつねに内包していたのである。

(c) 前々号で述べたように、学校教育における「日常礼法」教育は、「小学女礼式」として明治十年代半ばから初等教育に導入された。その後、「女礼式」教育は女子中等教育でも取り上げられ、女学校を中心に徐々に広がっていった。そして、「国粹保存主義」が起こった二十年頃から三十年代前半、その普及の波は大きくなり、礼法書では坪谷善四郎『日本女礼式大全』(1897)他のベストセラーを生み出していった。

ただ、こうして女子中等教育にも採用された礼法教育だが、二十八年(1895)の「高等女学校規程」で「作法」を教授することは明記されたものの、正式の教授項目は決められていなかった。その教授項目が初めて正式に規定されるのは、三十六年(1903)三月に文部省が制定した「高等女学校教授要目」においてである。

「作法は坐作・進退・授受・進撤に関する事項を主とし寢食・服装・訪問・公会・吉凶・慶弔・服忌等に関する心得を授くべし、又教授上の注意中に作法は古実古礼に拘泥せず現時の衣食住の情況に適合せしめんことに注意し坐礼には作法の実習は簡易なる方法に依り日常卑近の事項に限るべし」(甫守 1940:262)

主たる事項は従来の「女礼式」と変わらないが、「訪問・公会」などは、女性の行動範囲の拡大によって加えられた、新しい事項だといえる。また、教授要目にあるように、「坐」から「立」への生活様式の変化は「坐礼」から「立礼」への礼法の転換をもたらししている。そして、全体としては簡略化という趣旨が貫かれている。

しかし、この段階に至っても、学校教育で本格的な礼法が課せられたのは専ら女子であった。確かに、規則上は明治十四年(1881)の「小学校教則綱領」で、初等教育の「修身」において「作法を授く」(文部省 1972b:83)と規定され、「作法」が男女対象の教授項目に挙げられていた。だが、その実施に関しては「女礼式」教育のように具体的でも本格的でもなかったようである。長い間、「礼法」といえば「女礼式」が連想され、礼法教育は女子固有の教育という捉え方が支配的であった。

こうした「礼法教育」観に変化が現れるのが明治三十年代である。それはまず、近代啓蒙主義からの批判によって生まれた。例えば福沢諭吉が展開した「女大学」批

判が、それに当たる。三十二年（1899）、『時事新報』に連載された福沢の「女大学評論」「新女大学」では、女子にのみ厳しく、男子を別扱いする、性差別的な道德教育のあり方が徹底的に批判されている。

「女子の身に恥ず可きことは男子に於ても亦恥ずべき所のものなり。故に父母の子を教訓するは甚だ嘉し。父母たる者の義務として遁れられぬ役目なれども、独り女子に限りて其教訓を重んずるとは抑も立論の根拠を誤りたるものと云うべし」(福沢 2001:20)

これに類した主張は、礼法教育の分野でも目立ってくる。前号で指摘した、「女礼式から男女普通礼式へ」の傾向は、明治三十年代、徐々に強まっていった。例えば三十四年（1901）刊の山本良吉『実践倫理礼法篇』は、「礼法が社会の秩序を維持し人の感触を害せぬを主とする以上は、男子とても之を守るを要せぬ理なし。是より後は男女共に社会の礼法を守らざるべからず」(山本 1901:9 [傍点一原著者])と述べている。また、三十九年（1906）の島根県師範学校附属小学校教育研究会『教育研究録第1集』の「雑録」欄には、「[作法は一引用者] これまで女子の特有物の如くなっていたようであるが、之は間違いで男子も同様課せねばならぬものである」と、従来の礼法観が「間違い」だと断ずる発言がみえる。

一方、こうした「礼法教育」観の変化を生み出した、より大きな背景として、道德意識や社会規範の崩壊への危機感を指摘しておくべきであろう。(a)の箇所ですれ触れたように、日露戦争後、「墮落」「頹廢」「不良」等と批判された学生・青年の行動は、男女を問わなかった。急増した「女学生」に対する世間の風当たりは強く、三十年代半ば以降「女子学生の墮落」をめぐる種々の意見が噴出していた。一方、男子では、従来は大目に見られてきた「軽躁」や「奔逸」が、もはや見過ごせないレベルに達していた。例えば、熊本県での次のような騒動が、だんだんと珍しくなくなっていたのである。

「近来学生の風紀頹廢せるはいずこも同じ事ながら、本県師範生徒のごときはけだし稀なるべし。彼等は白昼公然料理店に上り、酔眼朦朧声高にストライキ節を放歌するなど、その乱状はほとんど名状すべからず」(『時事新報』明治三十五年五月二十九日)

これ以降も、似たような「乱状」は無くならなかったようで、この記事から七年後の明治四十二年（1909）九月になって、文部省から学校生徒の飲酒取締りに関する訓令が出されるにいたる（文部省 1972b:636）。

こうした状況が続くなか、対象として男子生徒も組み込んだ本格的な「礼法」「作法」教育の必要性が真剣に議論され、実施検討事項となっていった。その実質的な作業の開始時期⁷⁾は定かでないが、公式の検討作業が始ま

ったのは、世間では「大逆事件」の騒ぎが起きている真っ最中の明治四十三年（1910）六月であった。外界の喧噪をよそ目に、文部省内に設置された「作法教授事項調査委員会」(委員長・松村茂助)の第一回委員会が開かれた。同委員会は同年十月まで計二十九回開催され、十月三十一日付で文部大臣・小松英太郎に報告書が提出された。そして、同年十二月十二日、「小学校作法教授要項」が文部省から発表された(甫守 1940:264)。

また、同年（1910）十月から翌年夏まで、今度は「師範学校・中学校作法教授要項」作成のため、田所美治を委員長とする作法教授事項調査委員会が計三十九回、同整理委員会が計十回開催され(甫守 1916:20 [附録の部])、明治四十四年（1911）八月に「師範学校・中学校作法教授要項」が発表された(甫守 1940:262-263)。

後者の「師範学校・中学校作法教授要項」は全十七章で、各章のテーマは「居常の心得」「姿勢及進退」「敬礼」「服装」「授受進撤」「招待及応招」「食事及饗応」「言語応対」「訪問の心得」「祝賀・告送別・慰問・弔問等の心得」「接遇の心得」「紹介の心得」「贈答の心得」「集会の心得」「通信及文通」「祝祭日の心得」「家例及禁忌」であった。教授内容は「日常礼法」と「儀式礼法」のほとんどを網羅している。項目数も、男子学生を対象とした礼法・作法としては充分すぎるほどであった。

しかし、いかに充実した内容の学生用作法書が用意されても、実地指導されなければ、“絵に描いた餅”である。では、その実施状況はどうかというと、きわめて不十分だったようだ。要項作成に参画した甫守謹吾は、中学校での作法教授に関して、「実際其の教授する学校は極めて少数であったのみならず、これを教授した学校も教授の目的に合致するような教授を施した学校は極めて少数であった」(甫守 1940:263)と後に述べている。こうした事情から、中学校での作法指導の土台を作るべく「小学校作法教授要項」を参考に小学校の作法をいっそう適切に教授するようにとの通牒が、大正二年（1913）に文部省から再度出されている(甫守 1940:265)。

こうして、小学校作法教授要項および師範学校・中学校作法教授要項は、「往々軽躁・驕慢に陥り易き弊」(要項前文)があった「男子の作法」(同)を「丁寧・謹慎」(同)にすることには成功しなかった。だが、く日本近代礼法史上、両要項の作成・発表が一つの転換点ではあったことは間違いない。すなわち、これら作法教授要項が果たした直接的な役割は、“準国定”の「礼法」「作法」を示すことによって、国民的な礼法・作法の標準または基準を提供したことにあると思われる。実際、師範学校・中学校作法教授要項の解説書や、それに準拠した一般向けの作法書が、これ以降、何冊も出版されていった(次の(d)参照のこと)。そして、そのもう一つの役

割は、より間接的であるが、三十年後、太平洋戦争が勃発する昭和十六年(1941)に出される「礼法要項」という“国定の礼法”の先駆けとなった点にある。

(d) 以上で概観した背景を踏まえて、この時期に出版された礼法書・作法書の特徴をまとめてみよう。

まず第一の特徴は、書名に「国民礼法」「国民作法」を含んだ礼儀作法書の出版である。作法教授項目調査委員会の審議が始まった頃、新聞には「〔論議〕礼法の一定

社会の実情に合う「国民礼法」の制定を望む」(『読売新聞』明治四十三年七月二十日)の主張⁹⁾が出されるなど、世論も「国民礼法」を期待していた。こうした気運は、その数年前からあった。例えば明治三十五年(1902)刊とみられる大村忠二郎・渡邊殖『国民作法教本』¹⁰⁾をはじめとして、四十二年(1909)に同書の改訂版『訂正国民作法教本』が、四十三年に相島亀三郎・加藤末吉『日常国民礼法』が出されている。四十四年(1911)の「師範学校・中学校作法教授要項」発表以後は、この要項に準拠した書物が「国民礼法」「国民作法」を名乗っていく。明治四十四年刊の松崎雙葉『国民礼法講義』、大正五年(1916)刊の甫守謹吾『国民作法要義』と玉井廣平『国民作法要義』がそれに当たる。また、書名ではなく編者名に「国民礼法」を冠した国民礼法調査会編『国民道徳を中心としたる礼儀作法の理論と実際』(1912)も、この作法教授要項を参照している。ちなみに、これらの代表格である甫守謹吾『国民作法要義』(1916)の初版は二月で、三版が同年六月に出されほど、売れ行きは好調だったようである。

このように、当時「国民礼法」「国民作法」という言葉がある程度一般化していたことは確かだが、その「国民」には二つの意味合いが混在していたと考えられる。一つは大日本帝国の「臣民(subject)」「タテ関係・秩序の重視」であり、もう一つは近代社会の「市民(citizen)」「ヨコ関係・社交の重視」である。上記の本には、「臣民」の立場を先にした編修から「市民」の立場を先にした編修まで、内容的に種々のものが含まれている。前述したように、明治末期には、天皇制を強化する必要性が体制側にあり、皇位継承の時期も続いて、「臣民」強調の傾向は強まっていた。だが、そうした状況においても、近代社会の「市民」にふさわしい礼儀作法を確立するという要請は堰き止められない流れになっていた。

したがって、この時期の礼法書・作法書における第二の特徴として、近代市民社会に対応した日常礼法の増加を指摘すべきだろう。すなわち、日常礼法の場面設定に「社交」領域が増え、その優先順位が上がってきたことである。この傾向は先の作法教授要項にもみられるが、それが顕著なのは四十三年(1911)刊の山本良吉『実践倫理礼法篇』である。この本は、若干男女差別的な記述

はあるものの、全体として「社交」を重視した、「市民」養成の礼法書という編修となっている¹¹⁾。内容と構成は、「第一講 礼法／第二講 交遊／第三講 紹介／第四講 訪問／第五講 会話(以下、省略)」である。すでに三十七年(1904)から使われていた国定修身書で「家族道徳や国家に対する道徳が国定直前の検定教科書よりもいくらか減少し、近代市民社会の道徳の比重が高まっている」(海後他 1999: 103-104)との指摘もあり、近代市民社会への対応という姿勢は、この時期の作法書に現れる一つの傾向である。例えば、佐方鎮子・後閑菊野『女子作法書』(1898)に無かった「訪問」と「談話」に関する記述が、その全面改訂版である『作法教科書』(1908)では、「訪問」は独立した「第四章」として、「談話」は「第三章 接客の心得」中の「第五 談話」として、それぞれ記載されている。「訪問の心得」が礼法書に一斉に登場するのは明治三十五～三十七年(1902-04)頃だという指摘があるが(熊倉 1999: 183)、この傾向は、「訪問」を含めた「社交」領域全般に妥当するようである。

しかも、この変化には、一部で、礼法・作法に関する文化的定義の変更も伴っていた。その典型例が、「社交」の中心に位置する「談話(会話)」である。確かに、「談話(会話)」についての心得は、以前の礼法書にもあったが、「言葉は慎みて妄りに出すべからず」(国分 1895: 22)といった禁令がほとんどであった。「お喋りは無駄で悪」という儒教的発想からであろう。だが、上述の佐方・後閑『作法教科書』(1908)には、「談話の種類は四季折々の事、旅行中の事、新聞の事等、総ての人の心を楽しましむるよう注意すべし」(佐方・後閑 1908: 19)と、部分的ではあるが、「会話を楽しむ」という「社交」の発想が入ってきている。そして、この「社交の会話」を強調しているのが、先の山本『実践倫理礼法篇』である。彼は、「会合し居る人が三人にても五人にても、同じように面白く、又全員を面白く思わしむる様に、談話するが会話の秘訣なり」(山本 1911: 49)と明確に述べている。こうした変化に対応して、例えば蘆川忠雄『応対談話法』(1906)のような、「談話(会話)」の心得・技法を単独に扱った書物も、出現してくる。

一方、日本人の生活に入り込んできた洋式の生活様式の影響は、「衣・食・住」の変化を通して、礼法・作法にも本格的に及んできた。例えば岩瀬松子『和洋諸礼式案内』(1905)で「是れまでのごとく、坐するは少なきこととなりければ、茲に自から立礼の式の起りこそ、時勢に応じたものと云うべけれ」(岩瀬 1905: 44)と説かれているように、日本間から洋間への変化¹²⁾は、日常の「敬礼」の中心を「坐礼」から「立礼」に移していっ

た。しかし、こうした変化には、礼法・作法にまつわる、もう一つの課題が付随している。すなわち、敬礼でいえば、「立礼」が敬礼として正統なのか等の疑問に答える課題である。岩瀬『和洋諸礼式案内』では、この疑問に対して次のような反論により正当化している。

「我が邦とても、是れまで立礼の式法のあらざりしに
あらず。途中にて行会いたるときのごとき、互に其の
自分に^{みぶん}応じて、礼式を行^{たが}いしは、是れ立礼にあらず
や」(岩瀬 1905:44-45)

この例に限らず、礼法・作法の不変・可変に対しては、どちらにせよ、その正当性を改めて根拠づける必要性が生じてくる。風俗習慣が大きく変化する状況のなか、取捨選択によって一定の礼法・作法を残すにも、新たな礼法・作法を編み出すにも、それらを「規範」として提示するためには、「礼法理論」が要請されるのである。これが、この時期の礼法書・作法書の特徴としてみられる、「礼法理論」の増強と改変という傾向である。

この点を指摘している熊倉功夫によると、「③ [明治三十五年 (1902) 刊の竹園樵史『新編普通礼儀作法』一引用者] 以降、次第に強化されてくるのが、礼法とは何か、という総論あるいは礼法理論である」(熊倉 1999:207)。特に「礼法理論」の割合が高い礼法書・作法書として、四十四年 (1911) 刊の下田歌子『婦人礼法』(全416頁の二割弱)と甫守謹吾『国民作法要義』(全304頁の二割強)があり、ともに著書の五分の一前後を占めている(熊倉 1999:206)。二つのうち、熊倉も注目する下田『婦人礼法』を取り上げてみると、その「礼の根本的条件」の箇所では礼法・作法の適正基準を提示している。「(イ) 最も普遍的なる事」「(ロ) 道徳的なるべき事」「(ハ) 衛生的なるべき事」「(ニ) 時代の思想風俗に一致しなければならぬ」「(ホ) 経済的なるべき事」「(ヘ) 相手に美的快感を与うべき事」の六つである(下田 1911:63-78)。例えば、なぜ「西洋風の接吻」が日本の礼法にふさわしくないかは、「(ハ) 衛生的なるべき事」の基準に反することから説明される。従来は説明抜きで「～すべし」「～するのが礼である」と断定されていた礼法・作法の項目に対して、その説明がどこまで「科学的」かは別として、納得できるような基準を立て、理論的な説明を試みようとしている点に、下田の礼法書が時代を画する出来事(an epoch)である理由がある。

確かに、下田をはじめとする、新たな「礼法理論」の出現は、「礼法に近代的な合理主義がもちこまれてきた」(熊倉 1999:199) 事例だといえるだろう。しかし、裏を返していうと、それは、一定の原理を立てて合理的に説明しなければ「なぜその礼法・作法を守らなければならないのか」という人々の疑問に持ち堪えられないほど、礼法・作法における「伝統的支配」の正統性は揺ら

ぎ、「合理主義」が浸透していたことを示している。ただし、それは、急速に普及していった学校教育の一つの成果であって、修身および学校儀式等を通して天皇・皇室に対する崇敬の観念と態度を児童生徒学生に植え付けていった学校教育の成果と表裏の位置にあるものだけといえる。そして、大正時代、高等教育機関が増設され、それらへの進学率も上昇していくことを考えれば、礼法・作法も含めた「伝統的支配」の正統性を疑う「合理主義」は、ますます広まっていくと考えられる。しかも、「大衆社会」化がさらに進行するなか、礼法・作法を時代に適合させつつ、それを「規範」として提示していくためには、人々が納得するような原理・基準を立てながら、新たな「礼法理論」を構築する試みが要請されるだろう⁽¹²⁾。

[註]

- (1)以下、本稿における史料は、読みやすさを優先する理由から、法令名・書名などを除いて、現代の漢字表記や仮名遣いに直し、また適宜句読点を補って引用する。
- (2)翌三十四年 (1901) 三月に出された「中学校令施行規則」には、中学校においても「三大節」の「祝賀の式を行うべし」との規定がある。
- (3)これら「神聖」化の効果が端的に現れたのが、明治三十一年三月、長野県上田市の小学校校長・久米由太郎が、学校の火災によって御真影と教育勅語謄本を焼失した責任を取るために割腹自殺した事件であった。
- (4)「御車が組の右翼約十歩に近きたるとき」の文言は明治四十四年文部省訓令第十一号を以て「御車が指揮者の前に達したるとき」と改正された(原 2001:192)。
- (5)「立礼」による「最敬礼」と「敬礼(普通礼)」の仕方に関して、文官に対しては明治八年(1875)に「大礼服着用敬礼式」で規定され、一般向けには明治十六年(1883)に水野忠雄・小笠原清務『新撰立礼式』が出版され、以後一般化していった。
- (6)ほぼ同時期に出版された一般向けの礼法書には、「最敬礼」の角度を「凡そ直角の度」(相島・加藤 1910:56)、「殆ど直角を為すほどに」(富佐美 1913:22)とする記述や、「敬礼(普通礼)」の角度を「凡そ四十五度位に」(相島・加藤 1910:55)、「六十度ほどの角に」(富佐美 1913:21)とする記述があった。
- (7)この調査委員会に参画していた甫守謹吾の回顧によれば、明治四十三年(1910)の「小学校作法教授要項」発布の「数年前文部省内に小学校及び師範学校・中学校の作法教授要項調査委員会を設けられ」(甫守 1940:264)ということであるが、「数年前」が何年前かは不明である。

- (8)この主張が文部省の作法教授事項調査委員会の活動と連動していた可能性もあるが、世論を巻き込んでいたことだけは確かである。
- (9)入手した本の奥付が欠けているため正確な出版年は不明であるが、「緒言」の日付は明治三十五年である。
- (10)この本の「第一講 礼法」の箇所には、「かの生徒に兵式注目の礼を強ふるが如きは、殆ど何の意ありや知るべからず」(山本 1901:13)と、行幸啓に対する学生生徒敬礼方を批判していると思われる記述もみえる。
- (11)この時代、建築として洋室が大衆的に普及したというより、和室の畳の上に絨毯を敷いて、中央にテーブルと椅子を並べて、準「洋間」に転換した例が多いようである(岩瀬 1905:44)。
- (12)元々、本論文「〈日本近代礼法〉の形成過程」は明治時代末でいちおう完結し、総括する予定であったが、次の大正時代との連続性が強く意識されてきたために、当初の予定を変更し、総括部分の「おわりに」は、太平洋戦争終結までを論じた後に配置する。

〔引用文献〕

- (書名のみ挙げた明治・大正時代の礼法書は割愛する)
- 相島亀三郎・加藤末吉 1910 『日常国民礼法』 明堂書店。
- 福沢諭吉 2001 『女大学評論・新女大学』(講談社学術文庫) 講談社。
- 橋川文三 2001 『橋川文三著作集9』 筑摩書房。
- 原 武史 2001 『可視化された帝国』 みすず書房。
- 甫守謹吾 1916 『国民作法要義』 金港堂書籍。
- 1940 『現代国民礼法の常識』帝国教育会出版部。
- 岩瀬松子 1905 『和洋諸礼式案内』 大学館。
- 海後宗臣・仲 新・寺崎昌男 1999 『教科書でみる近代日本の教育(第二版)』 東京書籍。
- 鹿野政直 1999 『近代日本思想案内』(岩波文庫) 岩

- 波書店。
- 国分操子 1895 『日用宝鑑貴女の栞(上)』 大倉書店。
- 熊倉功夫 1999 『文化としてのマナー』 岩波書店。
- 松山 巖 1999 『世紀末の一年』 朝日新聞社。
- 三好行雄(編) 1986 『漱石文明論集』(岩波文庫) 岩波書店。
- 文部省 1972a 『学制百年史(記述編)』 帝国地方行政学会。
- 1972b 『学制百年史(資料編)』 帝国地方行政学会。
- 村上信彦 1973 『明治女性史中巻前編』 理論社。
- 村上俊亮・坂田吉雄 1955 『明治文化史3』 洋々社。
- 西田直敏 1998 『日本人の敬語生活史』 翰林書房。
- 佐方鎮子・後閑菊野 1898 『女子作法書 実習之部』 目黒書房・成美堂。
- 1908 『作法教科書』 目黒書房・成美堂。
- 佐藤秀夫 1994 『続・現代史史料8』 みすず書房。
- 佐藤秀夫 1996 『続・現代史史料9』 みすず書房。
- 関川夏央 2003 『二葉亭四迷の明治四十一年』(文春文庫) 文藝春秋。
- 下田歌子 1911 『婦人礼法』 実業之日本社。
- 鈴木正幸 1993 『皇室制度』(岩波新書) 岩波書店。
- 竹山護夫 1996 「日清・日露両戦争の時期における明治国家と対抗価値」(井上光貞他(編)『[普及版]日本歴史大系15』) 山川出版社。
- 田山花袋 2000 『蒲団・一兵卒』(岩波文庫) 岩波書店。
- 筒井清忠 1995 『日本型「教養」の運命』 岩波書店。
- 山本良吉(編) 1901 『実践倫理礼法篇』 五車樓。
- 山崎正和 1986 『不機嫌の時代』(講談社学術文庫) 講談社。

The Formation of Japanese Modern Courtesy and Etiquette (3)

Akira USUI*

Abstract : In this paper, I outline the formation of Japanese modern courtesy and etiquette in the latter half of the Meiji period by examining manners and customs, school education, the modern Emperor system, and etiquette books. In Section 4, I study the formation of Japanese modern courtesy and etiquette during the period from the turn of the century to the end of the Meiji period, during which the Ministry of Education reorganized school ceremonies on national holidays, and drew out and issued the official manuals of courtesy and etiquette for students (*sahou-kyouju-youkou*) in order to preserve order against the anomic state of Japanese society, especially after the Russo-Japanese War, and people hoped that a “national etiquette” (*kokumin-reihou*) would be instituted. Many books titled “national etiquette” were published, but some of them made much of the position of a Japanese subject, and the other took account of the viewpoint of a citizen. More etiquette books had treated of sociability as well as orderliness, and a few of them developed an elaborated and rationalistic justification of changing courtesy and etiquette.

Key Words : Japanese modern courtesy and etiquette, manners and customs, school education, the modern Emperor system, etiquette books